

氏名 (法人にあっては名称)	イオンモール株式会社
住所	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
基準年度(*1)	令和元年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	--

2 事業の概要

事業者の業種	K. 不動産 貸事務所業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：6911)
事業の概要	大規模地域開発及びショッピングモール開発と運営 (2014年2月現在、国内外143店舗を運営。(プロパティマネジメント店舗を含む) 広島市内については、イオンモール広島祇園・広島段原の2店舗を運営) 不動産売買・賃貸・仲介 [国土交通大臣(2)第7682号]

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・イオンモール(株)の温室効果ガス排出抑制等推進体制は管理本部長を統括とし、担当部署(CSR推進グループ)のマネージャーを推進責任者とする。</li> <li>・各店舗での推進は、各モールのゼネラルマネージャー統括とし、オペレーションマネージャーを推進委員(管理員)としてCO2排出抑制に努めます。</li> </ul>
---

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元年度	令和2～令和4年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	7,958 t-CO <sub>2</sub>	7,900 t-CO <sub>2</sub>	0.7 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		7,900 t-CO <sub>2</sub>	0.7 %
目標設定の考え方	各モールともに省エネ機器導入や機器チューニングなど削減出来る箇所はほぼ実施済み。また新型コロナウイルス感染症防止の観点から館内空調の換気を最大にしているため使用量を大きく削減することが困難と予測されるため。		

\*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(\*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

\*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

\*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

\*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

\*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

\*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(\*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a		計画期間の目標 b		削減量の対基準年度比
	令和元年度		令和2~令和4年度 (平均値)		$((a-b)/a) \times 100$
					%
					%
					%
原単位の指標及び目標設定の考え方					

(3) 温室効果がス実排出量の抑制に関する措置の内容

<p>【広島祇園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ターボ冷凍機の出力調整については、基本的な考え方は昨年通りにしたうえで以下の点を取り組みに加えた。</li> <li>運転時間の短縮（営業時間短縮による運転時間短縮に加え、閉店時の停止時間を前倒し(10分/日)</li> </ul> <p>【広島段原】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調を省エネルギーに配慮した設定にしての運転管理（冷房26℃、暖房20℃設定）</li> <li>照明及び空調不要区画の運転停止の実施・間引き照明を実施</li> <li>高効率照明器具（LED照明等）へ順次更新/照明器具にキャノピスイッチを設置。使用する時だけ照明を点灯</li> <li>空調の間欠運転の実施・駐車場排気ファンの運転時間調整の実施・季節に合ったダンパー調整を行い、最適な外気導入を実施</li> </ul> <p>【THE OUTLETS HIROSHIMA】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間期に外調機を温調せず、外気冷房を励行。また、アウトレットフロアでは排煙機を開放し、自然換気を励行</li> <li>空調の設定温度をこまめに変更し、空調の必要性が低いエリアについては送風運転をした。</li> <li>英牛時間変更や休業テナント発生時、不要な照明点灯や換気機運転がないように特に注意しタイマー変更した。</li> <li>一部トイレの手洗いに、コージェネレーションシステムによる給湯を実施している。</li> </ul>
---

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(\*8)の活用等）

特になし
------

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

<ol style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止のため、CO2排出を削減する。</li> <li>地球資源を保全し、循環型社会の構築をめざすため、ゼロエミッションモールを実現する。</li> <li>お客さまをはじめとするパートナーさまの生活環境の向上と地域社会の発展と環境保全に貢献する。</li> <li>環境法規制や当社が受け入れを決めた要求事項を遵守する。</li> <li>環境マネジメントシステムを構築し、事業部門ごとに目的・目標を制定し汚染を予防する体制を築き、継続的な改善を推進する。</li> <li>従業員全員で環境意識を高め、お客さま・パートナーさまへの啓蒙活動を続ける。</li> <li>この方針を当社従業員及びともに働く従業員に周知するとともに、当社の環境情報を公開する。</li> </ol>
---

5 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市（環境省主催）のライトダウンキャンペーンに参画。</li> <li>廃棄物のリサイクル率80%以上の維持</li> <li>当社従業員及びモールで働く従業員への環境教育の実施（地球温暖化対策・廃棄物教育）</li> <li>公共交通機関の利用促進（モール従業員及びお客さま）</li> <li>敷地内緑化（植栽帯）の維持管理の実施</li> </ul>
--

\*7 原単位とは、温室効果がス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

\*8 環境価値とは、ワセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果がスみなし排出量(\*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。